

第3回国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会資料

循環資源の国際的な移動をめぐる動向及び 循環型社会形成に向けた諸外国の制度・取組(参考資料編)

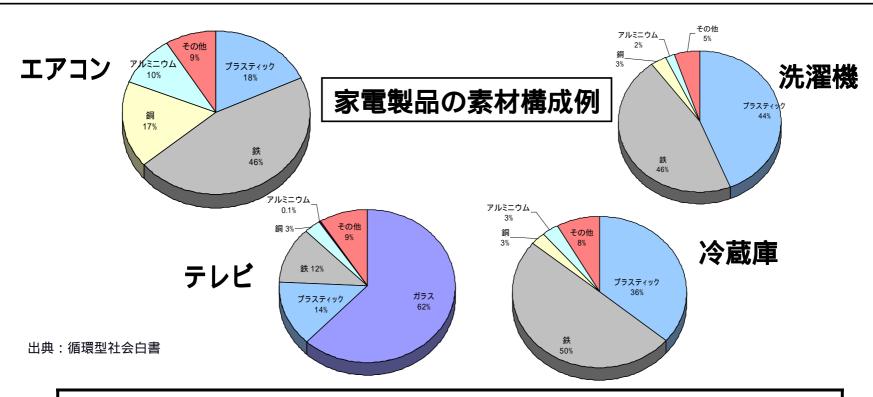
平成17年12月

- 目次 -

1	.循環資源の国際的な移動の状況	2
	(1)循環資源の移動に伴う環境への影響	2
	(2)循環資源の輸入国での利用状況	3
	(3)循環資源の移動に係る課題	4
	(4)循環資源の移動に伴う影響 —————	6
2	2.循環資源に係る制度・取組の概要	 8
	(1)アジア各国の循環型社会に係る制度・取組の概要 ——	8
	(2)EU・多国間の循環型社会に係る制度・取組の概要——	18

(1)循環資源の移動に伴う環境への影響

輸出される中古家電には、ガラス、プラスチック、鉄、アルミ等の有用物とともに、有害物質も含まれている。 製品に含まれる有害物質は、適切に管理されないと環境汚染を引き起こす可能性がある。



家電製品に含まれる有害物質の例

鉛(モニター、プリント基板、はんだ、電線ケーブル類、メッキ、塗料等)

六価クロム(ねじ、鉄板類の表面処理等)

カドミウム(電源コードの防腐剤、電池、顔料等)

ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテル(プラスチック筐体等の難燃剤)

水銀(蛍光管、電気機器等)、フロン(冷媒、断熱材)、廃油(コンプレッサー)

(2)循環資源の輸入国での利用状況

日本から輸出された家電製品は、輸入国内で中古家電として再使用(リユース)されている。 廃プラスチックなど、日本国内では利用されないものまで手作業で分別され、有効に利用されている例もみられる。

海外でリユースされる中古家電



中古テレビ(香港)



中古ラジカセ (ペトナム)

出典:ベトナム環境保護庁

注:写真は海外からの輸入品で日本からの輸入か否かは不明



中国における廃プラの分別(手作業)



製品の中敷き



CD等へ再生

出典:大畑商事ホームページ

(3)循環資源の移動に係る課題 その1

不適正なリサイクルも顕在化している。

手作業による貴金属回収、環境対策のないままに残さの不適正な処分が行われ、環境汚染、健康被害を起こしている例もみられる。

2002年2月の状況

熱・酸を用いて有用部品、金等を回収

(中国・広東省の例)



2004年11月の状況



残さが野ざらしのままの状態

出典:2002年の状況はバーゼルアクションネットワーク「Exporting Harm」、2004年の状況はバーゼル条約E-wasteワークショップ発表資料(アジア経済研究所小島氏撮影)

(3)循環資源の移動に係る課題 その2

リユースできない廃家電製品 (リサイクル目的)が、中古品として日本から輸出されている。 リサイクル目的の廃家電製品が、違法な中古品輸出として輸入国で摘発されるケースもある。





日本から中古品として香港へ輸出、摘発されたテレビ(香港環境保護署提供)





香港の港で発見された日本で使用されたとみられるテレビ

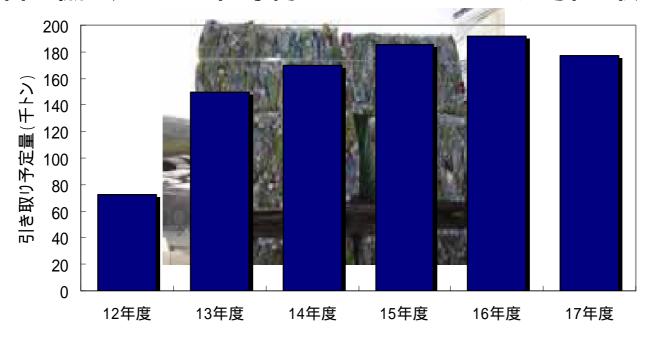
出典:香港環境保護署提供資料

(4)循環資源の移動に伴う影響 その1

海外における循環資源に対する旺盛な需要により、市町村から国内事業者に売却により引き渡されたペットボトル等が再商品 化等された後に海外へ輸出される事例がみられる。

国内リサイクルシステムへの影響(容り協会のペットボトル引き取り予定量が前年度を下回る見込み。)が懸念される。

容り協会による市町村からのペットボトル引き取り量



16年度19万t 17年度17.6万tへ減少

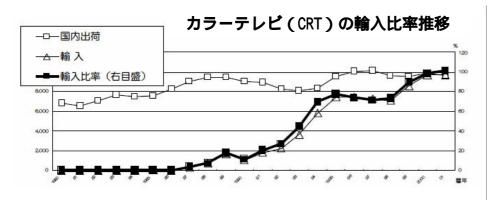
出典:容器包装リサイクル協会資料(引き取り量は「年間引き取り予定量」)

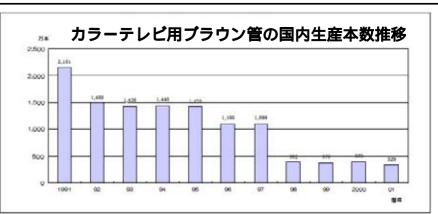
(4)循環資源の移動に伴う影響 その2

国内生産量の減少、国内出荷に占める輸入量が増加している(国際分業の進展により海外での生産量が増加)。

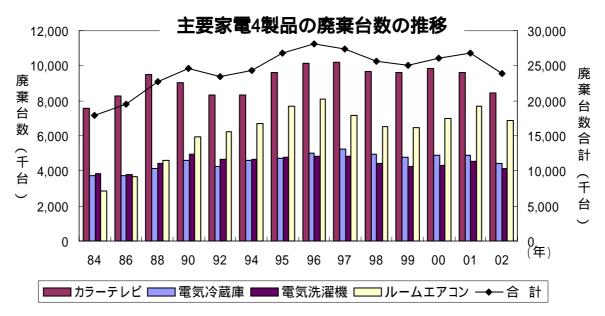
廃棄家電製品(4品目)は年間約2.5千万台発生しており、うち、約1千万台が全国の家電リサイクルプラントでリサイクルされ 再び家電製品やその他用途に利用されている。その他は、国内でのリユース又は輸出。

製品から製品へのリサイクルのためには国内だけのリサイクルでは対応しきれない可能性がある。





出典:財団法人家電製品協会「ブラウン管ガラスの再商品化の現状と課題」



出典:財団法人家電製品協会「家電産業ハンドブック2003」

2.循環資源に係る制度・取組の概要

(1)アジア各国の循環型社会に係る制度・取組の概要

中国(1)(主な法規制と体制)

中国政府は、「**循環経済**」をキーワードに、プロダクトチェーンの上流部門を主な対象として、3R関連の法体系・政策の充実を進めている(3R閣僚会議資料「3Rポートフォリオ」より)。

中国政府の廃棄物・リサイクル政策 (固形廃棄物による環境汚染防止・管理)は、**「固形廃棄物環境汚染防止法」**に基づき、「国務院」の指導の下で、「国家発展改革委員会」、「国家環境保護総局」、「建設部」および「各省などの自治体」が責任を分担している。

家電・電子機器のリサイクルは、第10次5カ年計画の中で、<u>資源総合利用の中の「個別品目」のリサイクル推進に位置づけ</u>られ、 リサイクル推進政策の目玉となっている。

廃棄物・リサイクルに関する主な法規制

·「固形廃棄物環境汚染防止法」

固形廃棄物の管理体制、制度、廃棄物の収集、貯 蔵、運搬、処理について規定

・「中華人民共和国清潔生産法」

クリーナープロダクションの促進と資源利用効率 の改善が目的。

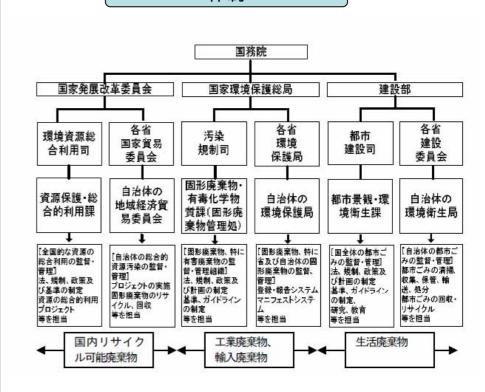
・家電・電子機器関連制度の整備(第10次5ヵ年計画 (2001年10月)に位置づけられている)

中国政府は、2003年に「廃電子・電気機器環境管理の強化に関する公告」を公表、2004年に「電子情報製品生産汚染防止管理弁法」を制定するなど、家電・電子機器関連の環境政策を整備しつつある。

出典:産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会

国際資源循環ワーキング・グループ資料より作成

体制



出典:産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環

ワーキング・グループ資料より転載